

提案・要望書

平成30年11月

島根県

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

島根県では、若年層を中心とする大都市部への人口流出に歯止めをかけるため、県の総合戦略に基づき、産業の振興や結婚・出産・子育て支援、中山間地域・離島振興対策などに、全力で取り組んでいるところです。

また、平成30年7月豪雨など激甚化する災害に対応するため、遅れている社会資本整備を一層進めていく必要があります。

一方、県経済は持ち直しの動きが続いているものの、都市部に比べ税収の伸びが鈍く、依然として行財政運営は厳しい状況にあります。このため、島根県が抱える諸課題に取り組んでいくためには、国の理解と支援が重要であります。

つきましては、平成31年度の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月

島根県知事 溝口善兵衛

島根県議会議長 大屋俊弘

島根県 提案・要望事項(内閣官房関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。
- (2) 竹島に関する研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存などを積極的に展開すること。
- (3) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (4) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (5) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。

II 地方創生・人口減少対策の推進

1 地方分散政策の推進

人口減少を克服するためには、大都市部、特に東京への一極集中を是正する必要があるため、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業、政府関係機関などの分散を進める政策をさらに強力に、かつ、粘り強く推進すること。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

(1) 地方創生推進交付金については、手続きを簡素化した上で、申請要件や対象経費の制約を緩和するなど、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、その交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

(3) 特に深刻な人口減少と高齢化が進む過疎地域において、地方創生のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債の必要額の確保を図ること。

また、産業振興や雇用の創出などにつながるソフト事業に係る過疎対策事業債については、地域のニーズに応じて発行限度額の更なる弾力的な運用を図ること。

(4) 現行の過疎地域自立促進特別措置法は2020年度末に期限を迎えるが、国においては過疎問題懇談会が既に設置され、2018（平成30）年度中には新たな過疎対策について基本的な考え方を示すこととされており、そこでの議論は新たな法律の検討の土台となることから、過疎地域の実態に即した支援の継続につながるよう検討を進めること。

3 地域の実情に応じた支援策の推進

(1) 「小さな拠点づくり」を中心とする離島・中山間地域対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。

国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

- (2) 離島や中山間地域などで、実際に産業振興や医療・介護サービス提供等を推進していくためには、相対的に行政の果たす役割が大きく、その役割を担っている小規模自治体の財政基盤充実は重要であることから、地域の実情に応じた幅広い支援を行うこと。

Ⅲ 経済連携協定・自由貿易協定に対する対応等

米国との交渉が開始される物品貿易協定を含め、経済連携協定・自由貿易協定については、国の責任において、正確な説明や情報発信に努め、農林水産業をはじめとした各産業分野の関係者の不安や懸念を払拭することに万全を期すこと。

また、昨年11月に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、地域の特性に応じた取組みを着実に実施していくための予算を十分に確保し、引き続き必要となる施策を実施すること。

Ⅳ ICTを利用した医療機関と介護施設の連携の推進

ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬での措置を拡充するとともに、介護報酬において措置すること。
- (2) 医療・介護情報連携ネットワークを全国規模で展開できるシステム環境を早期に整備するため、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムの規格や規程等について統一の基準を早急に示すこと。

V 東京オリンピックの成功に向けた全国的な取組みの推進

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて日本全体で取り組むために、次の点を推進すること。

- (1) 地方における選手の育成強化
- (2) 日本各地への事前キャンプの誘致
- (3) 神楽など日本の伝統文化の発信
- (4) 日本各地への外国人観光客の誘致

VI 外国人の受入環境の整備と地域との共生の推進

新たな外国人の受入れのための在留資格の創設に伴い、外国人住民が急増することが予想され、これにより、社会保障、教育、防災など様々な面で地方自治体の負担が増大することが懸念される。これらの課題に対応し、国の責任において各分野における制度の抜本的な見直しと必要な財政措置を講じるとともに、次の事項を早急に実施すること。

- (1) 外国人住民が自立した生活を送り地域と共生するためには、一定の日本語能力を習得する必要があることから、外国人住民に日本語学習の機会を提供する仕組みを国が公的に整備すること。
- (2) 各種の情報提供について、多言語化など、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。また、災害等の緊急時には、迅速に外国人へ情報伝達できる仕組みを構築すること。
- (3) 地方自治体が多文化共生社会の推進のために実施する取組みに対し、必要な財政措置を行うこと。
- (4) 急速な外国人世帯の増加により、日本語指導が必要な外国人の児童生徒が急増していることから、日本語指導を行う教員の定数措置基準の引下げを行うこと。また、多くの学校に外国人児童生徒が分散して少人数で在籍している本県の実情を踏まえ、更なる加配措置を行うこと。

- (5) 日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援や生活への適応支援を充実するため、国の責任において、母語の分かる相談員や支援員の配置等に対する財政措置の拡大を図ること。
- (6) 外国人技能実習制度について、昨年度の改正を受け、この制度を活用する中小・小規模事業者等の事務負担等が大きくなっていることから、負担を軽減するよう、見直しを検討すること。
- (7) 新たな在留資格の創設にあたっては、受入企業等に対する万全な指導監督体制を整備するとともに、特に、受入れを希望する中小・小規模事業者等の負担を考慮し、国の責任において情報提供や円滑な受入れに対する必要な支援を行うこと。

VII 北朝鮮への対応

北朝鮮情勢は、米朝首脳会談で一時的に緊張が緩和されたものの、北朝鮮の非核化に向けた道筋が明確になっていないことから、引き続き北朝鮮の行動等を注視し、万全の対応を講じること。

島根県 提案・要望事項(内閣府関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。
- (2) 竹島に関する研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存などを積極的に展開すること。
- (3) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (4) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (5) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。

II 地方創生・人口減少対策の推進

地方創生推進交付金については、手続きを簡素化した上で、申請要件や対象経費の制約を緩和するなど、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、その交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

Ⅲ 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

現行の過疎地域自立促進特別措置法は2020年度末に期限を迎えるが、国においては過疎問題懇談会が既に設置され、2018（平成30）年度中には新たな過疎対策について基本的な考え方を示すこととされており、そこでの議論は新たな法律の検討の土台となることから、過疎地域の実態に即した支援の継続につながるよう検討を進めること。

Ⅳ 国と地方の適切な役割分担と財源措置

1 地方からの事務・権限の移譲等に係る提案を真摯に検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。

2 道州制の議論に対しては、様々な懸念や意見が出されている。

特に、道州制は、国から地方へ事務と財源を再配分することが必要になるが、現在は国・地方を通じた巨額の財政赤字が続く状況にあることから、まずは財政の健全化を進め、その見通しが立つ段階で検討を進めることが適切である。

国においては、これらの懸念や意見を踏まえ、慎重に対応すること。

Ⅴ 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

(1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。

(2) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所2号機及び3号機の安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。

また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。

(3) 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等に、国が前面に立って取り組むこと。

原子力発電所の放射性廃棄物の処分について、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組みを進めること。

(4) 原子力発電所の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

2 原子力防災対策

(1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の充実について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、財政支援を含め必要な支援・協力を行うこと。

- ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
- ② 避難行動要支援者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難支援要員等の迅速な確保と、それに必要な自衛隊などの実動組織とバス事業者など民間事業者との協力体制の確立
- ③ 避難退域時検査（スクリーニング）及び緊急時モニタリング、避難所、救護所等で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保
- ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
- ⑤ 要支援者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
- ⑥ 原子力災害拠点病院等に対する財政支援制度の創設
- ⑦ 安定ヨウ素剤の予防服用体制充実にあたっての副作用・誤飲に関する補償制度の創設

- ⑧ 医師の問診の省略や郵送による配布など、安定ヨウ素剤の更更新手続の簡略化
 - ⑨ 安定ヨウ素剤の使用期限の延長に向けた指導・支援
 - ⑩ 安定ヨウ素剤（ゼリー剤）の事前配布に対する交付金の対象を3歳以上に拡充
 - ⑪ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充
 - ⑫ 住民等の安全かつ円滑な避難を確保するための交通安全施設の整備
- (2) 万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な通信環境及び資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

VI 防災対策の強化

- 1 災害から生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るため、防災分野の人材育成、建物・構造物等の耐震化、ソーシャルメディア等を活用した災害情報伝達手段の研究と整備、情報通信基盤の強化など、地域防災力の向上に必要なハード、ソフト対策を推進すること。
- 2 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、既存の被災者生活再建支援制度が適用されない被害に対しても、新たな財政支援措置など、さらに改善を進めること。
- 3 国土強靱化を着実に推進するため、緊急防災・減災事業の恒久化、対象事業の拡大など、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。
- 4 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。

VII 少子化対策・子育て支援の充実

1 子ども・子育て支援新制度における施策の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度が安定的に実施され、また、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の「量の拡充」と「質の改善」が確実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。
- (2) 保育の質の向上を図るため、以下に必要な人件費を基本の運営費単価で措置すること。
 - ① 保育士の配置の充実
 - ② アレルギー等に対応した献立作成や食育指導を行うための栄養士の配置
 - ③ 複雑化する事務手続きに対応するための事務職員の常勤での配置
- (3) 配慮の必要な子に対応するための保育士、児童の健康管理を行う看護師、調理員の配置を充実するための財源措置を図ること。
- (4) 保育士不足を解消するため、更なる処遇改善や柔軟な制度運用など、人材確保対策の一層の充実を図ること。
- (5) 保育士等の処遇改善や保育料の軽減など各種制度の充実が図られている一方、制度の複雑化が進み、保育所や市町村の事務負担が増大していることから、制度の簡素化を図ること。
- (6) 幼児教育・保育の無償化にあたっては、財源を確実に確保し、地方に新たな財源負担が生じないようにすること。
- (7) 無償化についての制度設計を早急に示すとともに、新たに発生する事務などに対して必要な財政支援を行うこと。
- (8) 少子化対策を進めるため、保育所等の体制の整備を図った上で、0歳から2歳のすべての子どもを保育の無償化の対象とすること。
- (9) 放課後児童クラブにおいて従事する放課後児童支援員について、新たに認定資格研修の受講が義務付けられたが、人材の確保が困難な地域における放課後児童クラブの運営に支障が生じないように、従事経験年数などの受講要件の弾力化や経過措置期間の延長を図ること。

2 未婚・晩婚化対策の推進

未婚・晩婚化対策を推進するため、地域の実情にあった効果的な取組みが行えるように、自由度が高く、かつ、継続的な財政支援等を行うこと。

3 仕事と子育ての両立支援

出産や育児による離職を減らし、出産後も仕事を続けることができるよう、経営の厳しい小規模事業者等が行う従業員の円滑な育児休業の取得や職場復帰の促進の取組みへの支援について、助成金の支給要件の緩和等さらなる支援を充実すること。

4 女性活躍の推進

職業生活における女性の活躍を推進するため、地域の実情にあった取組みが効果的、かつ、継続的に実施できるよう、地域女性活躍推進交付金の交付要件を緩和するとともに、十分な予算を確保すること。

VIII 有人国境離島法に基づく地域の保全と支援制度等の拡充

隠岐諸島は、近隣諸国による海洋進出が活発化する中、我が国の領海や排他的経済水域の保全等においても極めて重要な役割を担っている。

隠岐地域において、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、国の機関の設置、社会基盤の整備などの施策を講じること。

また、同法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、地域社会の維持を図るための十分な予算の確保と地方財政措置を講じること。

特に、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金については、対象事業の拡大と弾力的な運用など、制度を拡充強化すること。

島根県 提案・要望事項(総務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 平成31年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加や人口減少地域における産業振興・雇用対策のための財政需要を適切に積算し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額を確保すること。また、増嵩する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや地方の財政需要に応じた地方交付税法定率の引き上げにより、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 地方法人課税の見直しにあたっては、引き続き、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないように、適切に配慮すること。
- (3) 地方間で格差が生じないように、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財政調整の仕組みを設けること。特に、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置については、実効性のあるものとする。なお、偏在是正により生じる財源については地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、地方交付税の算定については財政力の弱い団体に配慮した方法とすること。
- (4) 臨時財政対策債の発行額の算定については、財政力の弱い団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- (5) 消費税の引上げに伴い拡充される地方消費税については、引き続き、地方消費税に係る基準財政収入額へ100%算入するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。
- (6) 消費税率の10%への引上げの際の軽減税率導入にあたっては、減収分を代替税財源等により確実に措置するなど、地方の社会保障財源に影響を与えないようにすること。

- (7) 国土強靱化を着実に推進するため、緊急防災・減災事業の恒久化、対象事業の拡大など、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。
- (8) 道路や河川等の公共土木施設や農林水産関連基盤施設などの長寿命化に向け、点検・修繕・更新を適切かつ確実に進めるため、引き続き、これらの地方負担分に対する財政措置の充実を図ること。
- (9) 2020年4月からの「会計年度任用職員」制度の導入にあたり、期末手当の支給など増加する地方自治体の財政需要に対して適切な財源措置を行うこと。
- (10) 小中学校において、近年の猛暑に対応し、児童生徒の安全を守るため、早急にエアコンの導入が図られるよう、交付金の対象事業費の下限額の引下げや交付率の引上げ、及び地方債の充当率や地方交付税措置率の引上げなどの制度の充実を図るとともに、交付金については、今年度の補正予算での措置も含め、必要な予算を確保すること。
- (11) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。

2 国と地方の適切な役割分担と財源措置

地方からの事務・権限の移譲等に係る提案を真摯に検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。

II 地方創生・人口減少対策の推進

1 地方分散政策の推進

人口減少を克服するためには、大都市部、特に東京への一極集中を是正する必要があるため、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業、政府関係機関などの分散を進める政策をさらに強力に、かつ、粘り強く推進すること。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

(1) 地方創生推進交付金については、手続きを簡素化した上で、申請要件や対象経費の制約を緩和するなど、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。

また、その交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

3 地域の実情に応じた支援策の推進

(1) 「小さな拠点づくり」を中心とする離島・中山間地域対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。

国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

(2) 離島や中山間地域などで、実際に産業振興や医療・介護サービス提供等を推進していくためには、相対的に行政の果たす役割が大きく、その役割を担っている小規模自治体の財政基盤充実は重要であることから、地域の実情に応じた幅広い支援を行うこと。

4 U I ターンの推進に向けた支援の拡充

(1) 地方への移住を進める上で重要な受入側の県・市町村が、相談から移住後のフォローアップまで一貫して対応できる体制の整備について、引き続き必要な予算の確保を行うこと。

(2) 人口減少や高齢化により、管理されずに放置される空き家の増加が顕著となっているため、U I ターンなどの地域活性化につながる空き家の利活用に対して支援を行うこと。

- (3) 子育て支援や子どもの健やかな成長に資するほか、地域の絆を強める効用等が期待できる「多世代同居・近居」を促進するため、地方独自の取組みに対して支援を行うこと。

Ⅲ 離島・過疎地域への支援

1 有人国境離島法に基づく支援制度の拡充

隠岐諸島は、近隣諸国による海洋進出が活発化する中、我が国の領海や排他的経済水域の保全等においても極めて重要な役割を担っている。

隠岐地域において、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、地域社会の維持を図るための十分な予算の確保と地方財政措置を講じること。

2 過疎対策事業債の拡充

特に深刻な人口減少と高齢化が進む過疎地域において、地方創生のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債の必要額の確保を図ること。

また、産業振興や雇用の創出などにつながるソフト事業に係る過疎対策事業債については、地域のニーズに応じて発行限度額の更なる弾力的な運用を図ること。

3 過疎地における公立・公的病院に対する財政支援の充実

地域包括ケアシステムの担い手として、その業務範囲が拡大する過疎地の公立・公的病院について、医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、財源措置の充実を図ること。

4 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

現行の過疎地域自立促進特別措置法は2020年度末に期限を迎えるが、国においては過疎問題懇談会が既に設置され、2018（平成30）年度中には新たな過疎対策について基本的な考え方を示すこととされており、そこでの議論は新たな法律の検討の土台となることから、過疎地域の実態に即した支援の継続につながるよう検討を進めること。

IV 国民健康保険制度の安定運営

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、3,400億円の公費が投入されたが、引き続き、国の責任において国民健康保険制度の抱える構造的な問題の抜本的な解消に向け、今後の医療費の増嵩に耐えうる持続可能な制度を構築すること。

特に、全国で2,000億円規模とされている財政安定化基金について、大幅な給付費増等に対応するため、更なる規模の拡大を行うこと。

また、地方公共団体が独自に行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額措置については、未就学児に限らず、すべて廃止するとともに、重度心身障害者医療費助成等に係る減額調整措置についても廃止すること。

V ICTを利用した医療機関と介護施設の連携の推進

ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬での措置を拡充するとともに、介護報酬において措置すること。

- (2) 医療・介護情報連携ネットワークを全国規模で展開できるシステム環境を早期に整備するため、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムの規格や規程等について統一の基準を早急に示すこと。

VI 外国人の受入環境の整備と地域との共生の推進

- 1 外国人住民が自立した生活を送り地域と共生するためには、一定の日本語能力を習得する必要があることから、外国人住民に日本語学習の機会を提供する仕組みを国が公的に整備すること。
- 2 各種の情報提供について、多言語化など、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。また、災害等の緊急時には、迅速に外国人へ情報伝達できる仕組みを構築すること。
- 3 地方自治体が多文化共生社会の推進のために実施する取組みに対し、必要な財政措置を行うこと。

島根県 提案・要望事項(法務省関係)

I 外国人の受入環境の整備と地域との共生の推進

新たな外国人の受入れのための在留資格の創設に伴い、外国人住民が急増することが予想され、これにより、社会保障、教育、防災など様々な面で地方自治体の負担が増大することが懸念される。これらの課題に対応し、国の責任において各分野における制度の抜本的な見直しと必要な財政措置を講じるとともに、次の事項を早急に実施すること。

- (1) 外国人住民が自立した生活を送り地域と共生するためには、一定の日本語能力を習得する必要があることから、外国人住民に日本語学習の機会を提供する仕組みを国が公的に整備すること。
- (2) 各種の情報提供について、多言語化など、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。また、災害等の緊急時には、迅速に外国人へ情報伝達できる仕組みを構築すること。
- (3) 地方自治体が多文化共生社会の推進のために実施する取組みに対し、必要な財政措置を行うこと。
- (4) 急速な外国人世帯の増加により、日本語指導が必要な外国人の児童生徒が急増していることから、日本語指導を行う教員の定数措置基準の引下げを行うこと。また、多くの学校に外国人児童生徒が分散して少人数で在籍している本県の実情を踏まえ、更なる加配措置を行うこと。
- (5) 日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援や生活への適応支援を充実するため、国の責任において、母語の分かる相談員や支援員の配置等に対する財政措置の拡大を図ること。
- (6) 外国人技能実習制度について、昨年度の改正を受け、この制度を活用する中小・小規模事業者等の事務負担等が大きくなっていることから、負担を軽減するよう、見直しを検討すること。

(7) 新たな在留資格の創設にあたっては、受入企業等に対する万全な指導監督体制を整備するとともに、特に、受入れを希望する中小・小規模事業者等の負担を考慮し、国の責任において情報提供や円滑な受入れに対する必要な支援を行うこと。

島根県 提案・要望事項(外務省関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。
- (2) 竹島に関する研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存などを積極的に展開すること。
- (3) 領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。
- (4) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。
- (5) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。

II 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達等

- (1) 飛行訓練による住民からの苦情が多い地域の実態調査を早期に実施し、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにするとともに、被害の解消に向けた具体的な取組みを示すこと。

また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。

(2) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、引き続き地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

3 飛行訓練に係る情報開示

住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供すること。

4 住民負担の軽減等

(1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。

(2) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

(3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、政府において、十分調整して対応すること。

5 国と地方の協議

米軍機の飛行訓練による諸問題について、岩国基地への米空母艦載機の移駐などにより、飛行訓練が増加する懸念もあり、引き続き、国、県及び関係市町で協議する場を設けること。

Ⅲ (独) 国際協力機構 (JICA) の研修機能の充実

政府関係機関移転基本方針で決定された (独) 国際協力機構 (JICA) の研修機能の海士町への一部移転が、地域の活性化につながるよう、今後とも地元と十分に連携しながら研修機能の充実を図ること。

島根県 提案・要望事項(財務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 平成31年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加や人口減少地域における産業振興・雇用対策のための財政需要を適切に積算し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額を確保すること。また、増嵩する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや地方の財政需要に応じた地方交付税法定率の引き上げにより、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 地方法人課税の見直しにあたっては、引き続き、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないように、適切に配慮すること。
- (3) 地方間で格差が生じないように、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財政調整の仕組みを設けること。特に、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置については、実効性のあるものとする。なお、偏在是正により生じる財源については地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、地方交付税の算定については財政力の弱い団体に配慮した方法とすること。
- (4) 臨時財政対策債の発行額の算定については、財政力の弱い団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- (5) 国土強靱化を着実に推進するため、緊急防災・減災事業の恒久化、対象事業の拡大など、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。
- (6) 道路や河川等の公共土木施設や農林水産関連基盤施設などの長寿命化に向け、点検・修繕・更新を適切かつ確実に進めるため、引き続き、これらの地方負担分に対する財政措置の充実を図ること。
- (7) 2020年4月からの「会計年度任用職員」制度の導入にあたり、期末手当の支給など増加する地方自治体の財政需要に対して適切な財源措置を行うこと。

- (8) 小中学校において、近年の猛暑に対応し、児童生徒の安全を守るため、早急にエアコンの導入が図られるよう、交付金の対象事業費の下限額の引下げや交付率の引上げ、及び地方債の充当率や地方交付税措置率の引上げなどの制度の充実を図るとともに、交付金については、今年度の補正予算での措置も含め、必要な予算を確保すること。
- (9) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

- (1) 地方創生推進交付金については、手続きを簡素化した上で、申請要件や対象経費の制約を緩和するなど、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、一層の拡大を図ること。
- また、その交付金に係る地方の財政負担については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。
- (2) 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

3 国と地方の適切な役割分担と財源措置

地方からの事務・権限の移譲等に係る提案を真摯に検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。

II 消費税の引上げに伴う影響への対応

- 1 消費税10%への引上げを行う際には、地域経済はもとより、県民生活への影響に十分配慮した対策を講じること。

- 2 消費税の引上げに伴い拡充される地方消費税については、引き続き、地方消費税に係る基準財政収入額へ100%算入するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。
- 3 消費税率の10%への引上げの際の軽減税率導入にあたっては、減収分を代替税財源等により確実に措置するなど、地方の社会保障財源に影響を与えないようにすること。
- 4 医療機関の控除対象外消費税の取扱いについては、消費税の引上げ時期にかかわらず、医療機関の経営に影響が生じないよう、地域医療確保の観点から抜本的に見直すこと。

Ⅲ 国民健康保険制度の安定運営

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、3,400億円の公費が投入されたが、引き続き、国の責任において国民健康保険制度の抱える構造的な問題の抜本的な解消に向け、今後の医療費の増嵩に耐える持続可能な制度を構築すること。

特に、全国で2,000億円規模とされている財政安定化基金について、大幅な給付費増等に対応するため、更なる規模の拡大を行うこと。

また、地方公共団体が独自に行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額措置については、未就学児に限らず、すべて廃止するとともに、重度心身障害者医療費助成等に係る減額調整措置についても廃止すること。

Ⅳ 小中学校の少人数学級編制の推進

教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数を十分に確保すること。特に、生活・学習両面において、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導の充実を図る観点から、小中学校のすべての学年に35人学級編制を導入すること。

島根県 提案・要望事項(文部科学省関係)

I 学校教育における竹島の指導

平成29年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が、平成30年3月に高等学校の学習指導要領が示され、初めて竹島に関する記述が取り上げられたところであるが、全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であることから、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布等により、学校教育において、竹島問題が正しく積極的に取り扱われるよう取組みを強めること。

II 学校における教育体制の充実

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数を十分に確保すること。特に、生活・学習両面において、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導の充実を図る観点から、小中学校のすべての学年に35人学級編制を導入すること。
- 2 小中学校における特別支援教育を充実するため、通級指導教室にかかる教員定数の更なる改善を図るとともに、特別支援学級及び通常の学級における児童生徒へのきめ細かな指導の充実に向けた教員定数の改善を行うこと。
- 3 教育の機会均等や進路保障の観点から、中山間地域の高校に対する教員定数の加配措置を行うこと。
- 4 現在、学校司書は12学級以上の規模を有する高校に定数配置されているが、12学級未満の高等学校、特別支援学校及び小中学校にも定数で措置すること。
- 5 急速な外国人世帯の増加により、日本語指導が必要な外国人の児童生徒が急増していることから、日本語指導を行う教員の定数措置基準の引下げを行うこと。また、多くの学校に外国人児童生徒が分散して少人数で在籍している本県の実情を踏まえ、更なる加配措置を行うこと。

- 6 日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援や生活への適応支援を充実するため、国の責任において、母語の分かる相談員や支援員の配置等に対する財政措置の拡大を図ること。
- 7 小中学校において、近年の猛暑に対応し、児童生徒の安全を守るため、早急にエアコンの導入が図られるよう、交付金の対象事業費の下限額の引下げや交付率の引上げ、及び地方債の充当率や地方交付税措置率の引上げなどの制度の充実を図るとともに、交付金については、今年度の補正予算での措置も含め、必要な予算を確保すること。

Ⅲ 家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障

- 1 貧困による教育格差の解消を目的とした教員定数の加配措置を大幅に拡充すること。
- 2 高校教育段階における教育費負担を軽減する観点から、低所得者世帯を対象とした奨学のための給付金制度の更なる充実を図ること。
- 3 地域で行う学習支援に対する財政支援を拡充すること。

Ⅳ 子ども・子育て支援新制度における施策の充実

- 1 幼児教育・保育の無償化にあたっては、財源を確実に確保し、地方に新たな財源負担が生じないようにすること。
- 2 無償化についての制度設計を早急に示すとともに、新たに発生する事務などに対して必要な財政支援を行うこと。
- 3 少子化対策を進めるため、保育所等の体制の整備を図った上で、0歳から2歳のすべての子どもを保育の無償化の対象とすること。

V 大学によるへき地医療支援の促進

過疎地域における医師不足の改善が図られるよう、厚生労働省と連携し、大学によるへき地医療支援体制を強化すること。

(1) 地域の病院は大学からの医師派遣に大きく依存している。地域に必要な常勤医師の派遣など、大学医学部が建学の基本理念である地域医療の維持・向上に寄与することができるよう、国立大学法人制度のあり方も含め効果的な仕組みを構築すること。

(2) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。

VI 世界文化遺産の保全管理の充実

世界文化遺産に登録された全国18件の資産の保全と、我が国の文化財保護全体の充実を図るために、新たな法律の制定や文化財保護法の改正などその方策を検討すること。

VII 国立三瓶青少年交流の家の国営存続

中国地方における青少年の交流や体験活動の拠点施設である国立三瓶青少年交流の家について、国営で存続させること。

島根県 提案・要望事項(厚生労働省関係)

I 少子化対策・子育て支援の充実

1 子ども・子育て支援新制度における施策の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度が安定的に実施され、また、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の「量の拡充」と「質の改善」が確実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。
- (2) 保育の質の向上を図るため、以下に必要な人件費を基本の運営費単価で措置すること。
 - ① 保育士の配置の充実
 - ② アレルギー等に対応した献立作成や食育指導を行うための栄養士の配置
 - ③ 複雑化する事務手続きに対応するための事務職員の常勤での配置
- (3) 配慮の必要な子に対応するための保育士、児童の健康管理を行う看護師、調理員の配置を充実するための財源措置を図ること。
- (4) 保育士不足を解消するため、更なる処遇改善や柔軟な制度運用など、人材確保対策の一層の充実を図ること。
- (5) 保育士等の処遇改善や保育料の軽減など各種制度の充実が図られている一方、制度の複雑化が進み、保育所や市町村の事務負担が増大していることから、制度の簡素化を図ること。
- (6) 幼児教育・保育の無償化にあたっては、財源を確実に確保し、地方に新たな財源負担が生じないようにすること。
- (7) 無償化についての制度設計を早急に示すとともに、新たに発生する事務などに対して必要な財政支援を行うこと。
- (8) 少子化対策を進めるため、保育所等の体制の整備を図った上で、0歳から2歳のすべての子どもを保育の無償化の対象とすること。
- (9) 放課後児童クラブにおいて従事する放課後児童支援員について、新たに認定資格研修の受講が義務付けられたが、人材の確保が困難な地域における放課後児童クラブの運営に支障が生じないよう、従事経験年数などの受講要件の弾力化や経過措置期間の延長を図ること。

2 未婚・晩婚化対策の推進

未婚・晩婚化対策を推進するため、地域の実情にあった効果的な取組みが行えるように、自由度が高く、かつ、継続的な財政支援等を行うこと。

3 子どもの医療費負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、子どもの医療費のような基本的なサービスについては、地域によって自己負担が大きく異ならないよう、国において本人負担の軽減措置を拡充すること。

4 不妊治療支援対策の充実

不妊に悩む方が安心して治療を受けられるようにするために、特定不妊治療に係る所得制限の緩和や医療保険適用対象の拡大など更なる支援措置を講じること。

また、一般不妊治療についても医療保険適用対象の拡大を図るとともに、男性不妊について早期治療の有効性等の知識の普及・啓発等の取組みを推進すること。

5 仕事と子育ての両立支援

出産や育児による離職を減らし、出産後も仕事を続けることができるよう、経営の厳しい小規模事業者等が行う従業員の円滑な育児休業の取得や職場復帰の促進の取組みへの支援について、助成金の支給要件の緩和等さらなる支援を充実すること。

II 医療対策の充実

1 地域医療介護総合確保基金

- (1) 高齢者の増加や医療従事者の偏在により地域医療は危機的な状況であることから、医療従事者の確保対策や在宅医療の推進など地域医療の提供体制を整備するための取組みに必要な財源を十分に確保すること。

- (2) 離島や中山間地域では、在宅医療を含む地域医療体制の整備や医療従事者の確保が重要な課題となっており、基金の配分にあたっては、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備に重点化することなく、こうした都道府県の実情に応じた配分を行うこと。
- (3) 基金事業を円滑に実施するため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額の配分を確保するとともに、内示時期を前年度中に早めるなど、基金の配分に係る仕組みを見直すこと。
- (4) 訪問診療の困難な周辺部に住む高齢者の住まい対策やドクターヘリの活用など、地域の実情に応じた様々な取組みに基金が柔軟に活用できるよう、見直すこと。

2 地域医療構想

- (1) 国が想定する2025年に向けた効率的かつ質の高い医療提供体制とそれを前提とした地域医療構想の考え方について、国民や関係機関に十分説明し、理解を得ること。
- (2) 地域医療構想で示す2025年の必要病床数は、受け皿となる介護施設の整備・転換や在宅医療体制の拡充が前提となることから、地域がそれぞれの実情に応じて対応できるよう、柔軟な制度運用や幅広い支援策を検討するとともに、医療と介護に必要な財源を確実に確保すること。
- (3) 医療計画や診療報酬の見直しを行う場合は、地域医療に支障が生じないように、地域の実情に十分配慮すること。

3 がん対策の推進

- (1) 地方におけるがん医療提供機関確保のために、がん診療連携拠点病院の指定要件については、人口規模や地理的条件など地域の実態に即した基準とすること。
- (2) がん診療に携わる医療従事者すべてが、がんと診断された時から患者が抱える様々な苦痛をより深く理解し、十分なコミュニケーションのもとで医療を提供できるよう、患者視点を盛り込んだ専門教育の推進を図ること。

- (3) がん対策の推進にあたっては、事業所における従業員の検診受診環境の整備や、治療と仕事の両立支援の推進など、事業所の役割を強化すること。
特にがん患者である従業員の治療と仕事の両立支援については、その勤務先である中小企業の経営負担を軽減するような対策を実施すること。
- (4) がん教育の推進にあたっては、効果的な実施のための体制等の整備に努めること。
- (5) 患者の経済的負担の軽減のため、がんの先進的な医療や在宅療養にかかる薬剤や医療機器等について、医療保険の適用となる対象の拡充に引き続き努めること。

4 医師・看護職員確保対策の推進

- (1) 医師不足が深刻な地方の病院や、産科・外科など不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講じること。
- ① 国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法及び医師法が改正されたところであるが、引き続き、医学部の地域枠のあり方や医療従事者の働き方改革に係る検討も含め、医療人材の偏在解消など地域医療の確保に向けた施策を強力的に推進すること。
特に、医師少数区域での勤務経験のある医師を病院管理者の要件とする新たな制度については、対象を地域医療支援病院など一部の病院に限らず、すべての病院に拡大するなど実効性のあるものとする。
- ② 平成30年度に開始された新たな専門医制度においては、都市部に専攻医が集中したことから、医師の地域偏在・診療科偏在につながらないよう、国が責任をもって都道府県別・診療科別の研修定員の設定を行うなど必要な措置を講じること。
- ③ 若手医師が地域の医療機関や医師が不足する診療科において、充実した研修が受けられるよう、病院の研修環境や指導体制の充実を図ること。
- ④ 産科・外科などにおける医療事故の患者や家族の早期救済のため、現在分娩に関連した産科医療補償制度のみである無過失補償制度を拡充すること。

- ⑤ 女性医師の出産・育児による離職防止、復職の促進に向け、仕事と育児等が両立できるよう、必要な財源措置も含め、就労環境の整備・充実を図ること。
- (2) 看護職員の勤務環境の改善や処遇改善について、夜勤負担の軽減や適切な給与水準が実現されるよう、実効性のある施策の充実に取り組むとともに、人材養成・離職防止・再就業促進等の取組みへの財政支援の一層の充実を行うこと。
- (3) 地域包括ケアシステムの担い手として、その業務範囲が拡大する過疎地の公立・公的病院について、医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、財源措置の充実を図ること。
- (4) 国において検討されている医師に対する時間外労働の上限規制の導入に当たっては、少数の医師の献身的な努力により維持されている救急医療、周産期医療など地域医療の崩壊を招くようなことにならないよう、医師の需給バランスに関する議論を同時に行うなど地域医療の確保を図る観点から幅広い議論を行うこと。
- (5) 勤務医や看護職員の業務負担軽減のため、コンビニ受診の抑制やかかりつけ医の普及啓発など、医療機関の適切な利用方法などについて、引き続き国民への広報・啓発を強化すること。

5 ICTを利用した医療機関と介護施設の連携の推進

ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬での措置を拡充するとともに、介護報酬において措置すること。
- (2) 医療・介護情報連携ネットワークを全国規模で展開できるシステム環境を早期に整備するため、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムの規格や規程等について統一の基準を早急に示すこと。

6 医療提供体制推進事業費補助金

- (1) 医療提供体制推進事業費補助金については、例年交付率が低く、都道府県の超過負担が大きく生じていることから、いずれの事業においてもその実績に応じた補助を行うこと。
- (2) ドクターヘリ運航委託費の補助は全国一律・一定となっているが、運航実績は都道府県により大きく異なることから、地域の実情を考慮し、運航実績に応じた補助を行うこと。

Ⅲ 国民健康保険制度の安定運営

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、3,400億円の公費が投入されたが、引き続き、国の責任において国民健康保険制度の抱える構造的な問題の抜本的な解消に向け、今後の医療費の増嵩に耐える持続可能な制度を構築すること。

特に、全国で2,000億円規模とされている財政安定化基金について、大幅な給付費増等に対応するため、更なる規模の拡大を行うこと。

また、地方公共団体が独自に行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額措置については、未就学児に限らず、すべて廃止するとともに、重度心身障害者医療費助成等に係る減額調整措置についても廃止すること。

Ⅳ 介護保険制度の充実

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護保険制度が持続可能で安定した制度となるよう、以下のとおり必要な改善を図ること。

- (1) 今後も、高齢化の進展に伴い、保険料や公費負担の増加が見込まれるため、引き続き将来見通しを示すとともに、保険料と国・地方の負担のあり方も含めた制度の見直しを行うこと。

- (2) 在宅医療・介護連携の推進の観点から、平成30年度の診療報酬・介護報酬の同時改定の効果を検証するとともに、地域包括ケアシステムの構築の中核となる地域包括支援センターの体制が強化されるよう、財源措置を行うこと。
- (3) 離島・中山間地域においては、介護サービス提供の効率が悪く、事業所も小規模にならざるを得ないため、介護報酬の更なる上乘せ及び公費負担による対応を図ること。
- (4) 介護サービスに従事する介護職員や看護職員等の人材確保や定着のため、若者の就労促進に向けた介護職のイメージアップや介護職場の環境改善を進める対策を講じるとともに、職員の配置状況など現場の実態を把握し、適正な介護報酬の改定を通じて処遇改善を図ること。
- (5) 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた介護人材の確保に必要な施策を実施するため、助成対象事業の拡大とともに、複数の事業を一括して実施可能とするなどの要件緩和を行うこと。
- (6) 平成30年度から指定居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならないとされたが、その資格取得には専任の介護支援専門員として5年以上の従事期間のあることが要件とされており、現在、専任の介護支援専門員がいない離島や中山間地域等の小規模事業所において運営に支障が生じないように、経過措置期間の延長を行うこと。

V 福祉サービス提供体制の充実

1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算の確保

障がい者等の「住まいの場」としてのグループホーム整備や「日中活動の場」としての通所事業所整備に必要な「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」について、地域の実情に応じた計画的な施設整備に必要な予算確保を図ること。

2 発達障がい者への支援体制の充実

発達障害者支援法の改正を踏まえ、発達障がい者に対し、障がい特性に応じた切れ目のない支援の一層の充実を図ること。

- (1) 発達障がい者が、身近な地域においてできるだけ早期に適切な診断や診療が受けられるよう、国において専門医の養成や確保を行うこと。
- (2) 支援の中核となる発達障害者支援センターの人員体制の充実などに必要な財源措置を講じること。
- (3) 障がい者手帳を取得している発達障がい者が一部にとどまっていることから、障がい者手帳をより取得しやすい仕組みとすること。

VI 原子力発電所の防災対策の強化

「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の充実について、関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、財政支援を含め必要な支援・協力を行うこと。

- (1) 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
- (2) 避難行動要支援者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難支援要員等の迅速な確保
- (3) 避難退域時検査（スクリーニング）及び避難所や救護所等で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保
- (4) 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
- (5) 要支援者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
- (6) 原子力災害拠点病院等に対する財政支援制度の創設

- (7) 安定ヨウ素剤の予防服用体制充実にあたっての副作用・誤飲に関する補償制度の創設
- (8) 医師の問診の省略や郵送による配布など、安定ヨウ素剤の更新手続の簡略化
- (9) 安定ヨウ素剤の使用期限の延長に向けた指導・支援
- (10) 安定ヨウ素剤（ゼリー剤）の事前配布に対する交付金の対象を3歳以上に拡充

VII 消費税の引上げに伴う影響への対応

医療機関の控除対象外消費税の取扱いについては、消費税の引上げ時期にかかわらず、医療機関の経営に影響が生じないよう、地域医療確保の観点から抜本的に見直すこと。

VIII 上水道事業統合後の旧簡易水道事業に係る国庫補助事業の継続

上水道事業統合後の旧簡易水道事業に対し、従前のサービス水準が維持できるように、統合のメリットが出にくい地域の実情も踏まえ、統合前と同様の支援を継続すること。

IX 水道施設の強靱化に対する財政支援

重要なライフラインである水道を災害から守るため、老朽化した水道施設の更新や耐震化等の防災対策を進めるための財政支援の拡充を図ること。

X 若者の雇用対策の推進

産業振興を図る上で、人材の確保、とりわけ企業の将来を担う若年層の確保・育成が重要であることから、ものづくり産業や建設産業、福祉関連産業など地域における人手不足の産業分野を中心に、若者の県内就職の促進や早期離職の解消に向けた取組みが進むよう、都市部に進学した若者のUターン就職の促進や地方で働く魅力を学生に伝えるなど、若者の雇用対策の充実を図ること。

XI 外国人の受入環境の整備

- 1 外国人技能実習制度について、昨年度の改正を受け、この制度を活用する中小・小規模事業者等の事務負担等が大きくなっていることから、負担を軽減するよう、見直しを検討すること。
- 2 新たな在留資格の創設にあたっては、受入企業等に対する万全な指導監督体制を整備するとともに、特に、受入れを希望する中小・小規模事業者等の負担を考慮し、国の責任において情報提供や円滑な受入れに対する必要な支援を行うこと。

XII 中小企業・小規模企業者における「働き方改革」の実現のための支援

中小企業・小規模企業者の「働き方改革」を進めるため、生産性の向上や取引条件の改善など、中小企業・小規模企業者が取り組みやすい環境を整備すること。

また、地方自治体が、地域の実情や企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施できるよう、自由度が高く、かつ、継続的に活用できる交付金を新設するなど、財政支援を拡充すること。

島根県 提案・要望事項(農林水産省関係)

I 農林水産業の経営安定や発展のための施策の充実強化

1 経済連携協定・自由貿易協定に対する対応等

米国との交渉が開始される物品貿易協定を含め、経済連携協定・自由貿易協定については、国の責任において、正確な説明や情報発信に努め、農林水産業関係者の不安や懸念を払拭することに万全を期すこと。

また、昨年11月に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、地域の特性に応じた取組みを着実に実施していくための予算を十分に確保し、引き続き必要となる施策を実施すること。

2 農業の経営安定や競争力強化に必要な施策の充実

今後の施策の展開にあたっては、中山間地域などの地域の実情を反映した柔軟な制度設計・運用となるよう、以下のとおり措置すること。

(1) 米政策及び経営所得安定対策等の見直し

- ① 米政策の改革が進められる中、今後においても需要に応じた米生産が行われ、需給と価格の安定が図られるよう、引き続き国が責任を持って米の需給安定に必要な対策を講じること。

また、需要に応じた生産の実現に向けて、引き続き、きめ細かい情報提供を行うこと。

- ② 農業者が、今後の明確な経営計画を立てられるよう、「水田活用の直接支払交付金」や「産地交付金」の十分な予算を確保し、安定的・継続的な制度とすること。
- ③ 農業経営収入保険事業については、農家経営全体をカバーできる万全なセーフティネットとなるよう、運用に配慮するとともに、制度の周知や実施体制の整備を図ること。

(2) 農業の担い手確保対策の充実

- ① 園芸産地の世代交代と新たな担い手の育成確保を図るため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地パワーアップ事業などの施設整備や生産支援に対する予算を、今後も継続して安定的に確保するとともに、地域の実態に即した柔軟な制度となるよう、補助対象の拡充を図ること。
- ② 意欲ある新規就農者が定着し、経営発展していくため、農業次世代人材投資事業の予算を確保するとともに、親元就農の場合の要件を利用権設定に緩和すること。
- ③ 農村地域での定住と担い手の育成確保を図るため、農業を営みながら他の仕事にも携わり、双方で生活に必要な所得を確保する仕組み「半農半X」も担い手として位置づけ、農業次世代人材投資事業の対象となるよう柔軟な制度運用とすること。

(3) 畜産業への支援強化

- ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業をはじめとした畜産・酪農経営安定対策への十分な予算確保と畜産情勢を踏まえた安定対策を講じること。
- ② 畜産経営体の生産基盤強化及び収益力向上のため、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）や強い農業・担い手づくり総合支援交付金などの予算について、今後も継続して十分に確保すること。

(4) 農地中間管理事業の推進

農地集積を円滑に進めるため、中山間地域等条件不利地域の農地を引き受ける担い手に対する支援について、十分な予算を確保すること。

また、農地中間管理事業と連携して実施する基盤整備事業の十分な予算を確保すること。

(5) 日本型直接支払制度の推進

- ① 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多様な人々が協働する環境を整える本制度は地域政策として欠かせないものであり、担い手の負担軽減を図る上でも極めて重要であることから、十分な予算を確保すること。
- ② 規模拡大やコスト削減に限界がある中山間地域等において、農地保全や集落の維持・活性化につながるよう、交付単価の減額算定を廃止するなど中山間地域等直接支払制度の充実を図ること。
- ③ 環境保全型農業直接支払交付金については、農業者等が安心して計画的に取り組めるよう、十分な予算を確保すること。

(6) 6次産業化の推進

「食料産業・6次産業化交付金」について、事業者が行う加工・販売等施設整備が「総合化事業計画」に基づいて実施できるよう、十分な予算を確保すること。

(7) GAP拡大の推進

GAPを広く普及し、GAP認証取得を進めるため、「GAP拡大推進加速化事業」の十分な予算の確保及び交付対象の拡充を図ること。

(8) 中山間地域農業の推進

中山間地域の特色を活かした多様な取組みを支援する「中山間地農業ルネッサンス事業」の十分な予算を確保するとともに、関連する支援事業の制度拡充・運用改善を図ること。

(9) 鳥獣被害防止対策の一層の推進

鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持する対策が一層進むよう、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の予算を今後も安定的に確保するとともに、「中山間地域所得向上支援事業」について、地方での活用が進むよう、要件を緩和すること。

3 森林・林業・木材産業への支援

(1) 新たな森林管理システムを円滑に運用するため、意欲と能力のある林業経営者の育成と優秀な林業就業者の増員・確保に向け、以下の施策を講じること。

- ① 林業が森林の公益的機能の発揮に貢献していることを踏まえ、林業就業者の社会的地位の位置づけを法令等において明確にするとともに、国民に林業の魅力と役割を広くPRすること。
- ② 林業事業体が自ら実施する就業環境の整備、労働条件の改善及び経営基盤の強化に対する支援を強化すること。
- ③ 林業労働力確保支援センターの取り組み拡大に対する支援制度を充実すること。
- ④ 優秀な林業技術者を確保するため、農林大学校（林業科）の教育の充実や研修用高性能林業機械の導入などに対する支援制度を創設すること。
- ⑤ 農林大学校等の学生が安心して研修に専念するための「緑の青年就業準備給付金」については、学生が増加傾向にあることを踏まえ、十分な予算を確保すること。

(2) 産業振興と環境保全を両立させる循環型林業の確立を地域活性化の重要課題と位置づけ、木材価格が低迷する中で森林所有者の経営意欲を喚起できるよう、支援措置を充実すること。

- ① 林業を成長産業とし、主伐による原木増産、作業道の整備、木材産業の強化、特用林産対策等を総合的に進めていくため、「林業成長産業化総合対策」や「合板・製材・集成材国際競争力強化対策」における交付対象を拡充し、今後も継続して十分な予算を確保すること。
- ② 循環型林業を進める上で必要な再植林・間伐などに要する経費が負担となっているため、森林所有者負担や県負担の軽減を図るよう、現行制度を大幅に見直すとともに、十分な予算を確保すること。

(3) 林業公社の経営安定化に対する支援措置を充実すること。

① 日本政策金融公庫資金の既往債務について、長伐期化施策に対応した債務償還期間の無利子延長や不採算林処理に伴う債務整理など林業公社の負担軽減措置を講ずること。

② 林業公社の既往債務に対する低利融資制度による借り換えや林業公社への県の支援に対する財政措置を拡充すること。

4 漁業経営対策等の充実

(1) 漁業経営の安定化や漁船の更新、担い手の漁船取得が円滑に進められるよう、浜の活力再生広域プランに基づく「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（浜の担い手漁船リース緊急事業）」について、今後も継続して十分な予算を確保すること。

(2) 「浜の活力再生広域プラン」、「浜の活力再生プラン」に基づき、種苗生産の拠点化や産地市場の統合等の整備が円滑に進められるよう、十分な予算を確保すること。

5 クロマグロ資源管理に係る対策等の充実

(1) クロマグロの資源管理については、直近のデータを用いて適宜見直すよう国際委員会に強く働きかけること。

(2) 資源管理手法の見直しについては、漁獲実績のみによることなく、定置網など混獲を回避することが困難な漁業に配慮した配分とすること。また、一本釣りなど零細・小規模で就業者数の多い沿岸漁業者の負担軽減を図ること。

(3) 定置漁業については、再放流や混獲防止の技術を早急に開発・普及するとともに、再放流に係る作業や漁具改良等の経費に対する国の支援を継続・拡充すること。

(4) 漁業者への支援については、混獲を回避するために行った休漁に対する支援制度の創設や、資源管理による減収の影響を緩和するための漁業収入安定対策事業の見直しなど、国の責務において十分な対策を講ずること。

Ⅱ 農林水産業の振興や集落の維持等に必要な基盤の整備

1 農林水産公共予算の確保及び制度の拡充

農林水産業の発展に欠かせない良好な生産条件を確保し、地方創生、国土強靱化等を進める上で重要な役割を担っている基盤整備事業について、必要な予算を当初予算で継続して確保すること。

特に、農林水産関係の基盤整備や防災対策等を進める上で重要な次の事業を実施する「農山漁村地域整備交付金」について、予算の充実及び制度の拡充を行うこと。

- (1) 中山間地域等の条件整備を進める中山間地域総合整備事業
- (2) 林業の成長産業化に不可欠な林道事業
- (3) 山地災害の未然防止対策等を行う治山事業
- (4) 漁業生産の効率化や漁村の防災対策等を推進する漁港漁村及び海岸事業

2 農林水産関連基盤施設の長寿命化対策に係る制度・予算及び財政措置の拡充強化

県土全域が特殊土壌地帯である島根県において、県土の強靱性を確保することにより、災害に強い安全で安心な農山漁村の暮らしを実現し、農林水産業の生産基盤を維持・強化するために、老朽化した農林水産関連基盤施設の長寿命化対策に係る制度・予算及び地方負担分に対する財政措置の充実強化を行うこと。

3 平成30年7月豪雨災害を踏まえた防災・減災対策の推進

平成30年7月豪雨では、西日本を中心に甚大な被害が発生し、土石流やがけ崩れ、ため池の決壊等により、多くの尊い人命と貴重な財産が失われたことを踏まえ、次の防災・減災対策を講じること。

(1) 山地災害対策の推進

頻発する土砂災害から人命・財産を守り、安全で安心して生活できる地域づくりを実現するため、事前防災・減災対策を含めた治山事業について、着実に推進できるよう、十分な予算を確保すること。

(2) ため池緊急対策の推進

- ① 農業用ため池について、地震や豪雨による災害を防止し、被害の軽減を図るため、その防災・減災対策に計画的に取り組むことができるよう、予算を安定的に確保すること。
- ② 現在利用されておらず災害リスクの高いため池の廃止を進めるための定額助成制度について、地方公共団体が所有する堤体が対象外であることや助成の上限額などの要件を緩和すること。
- ③ 簡易な施設整備について、堤体の部分改修等の取り組みが進むよう、要件を緩和すること。
- ④ 平成30年度で終了するため池調査に係る定額助成制度の期間を延長すること。

4 土地改良法改正への対応及び地方財政措置の充実

- (1) 土地改良法改正に伴い新たに創設された農用地の利用集積の促進、防災・減災対策の強化等の事業については、地域の実情に応じて柔軟に運用できる制度とするとともに、地方負担分に対する財政措置の充実を図ること。
- (2) 土地改良法改正に伴い導入される土地改良区の会計制度の複式簿記への見直しについては、土地改良区の規模や活動実態に応じた柔軟な制度とすること。

また、土地改良区や市町村に対して十分に制度の周知を行うとともに、県や関係機関が行う会計制度の研修や会計システム導入に対して財政支援を行うこと。

5 国営緊急農地再編整備事業の推進

宍道湖西岸地区において高収益で競争力のある農業を早期に展開するため、計画工期での完成に向けた必要な予算を確保すること。

Ⅲ 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等

- 1 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
- 2 それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- 3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 4 我が国と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、排他的経済水域内における許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと。
- 5 平成25年度補正予算において基金化された韓国・中国等外国漁船操業対策事業について、安定的に事業が実施できるよう、今後も継続して十分な予算を確保すること。

Ⅳ 中山間地域等における「小さな拠点づくり」への支援

「小さな拠点づくり」を中心とする離島・中山間地域対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。

国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

Ⅴ 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

現行の過疎地域自立促進特別措置法は2020年度末に期限を迎えるが、国においては過疎問題懇談会が既に設置され、2018（平成30）年度中には新たな過疎対策について基本的な考え方を示すこととされており、そこでの議論は新たな法律の検討の土台となることから、過疎地域の実態に即した支援の継続につながるよう検討を進めること。

VI 農業・食品産業技術総合研究機構大田研究拠点の充実

政府関係機関移転基本方針により拡充された国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究センター大田研究拠点の畜産分野の研究については、県や地元と十分に連携しながら進めるとともに、地域の活性化につながるよう研究成果の普及活動を強化すること。

VII 産業動物獣医師の確保対策の拡充強化

畜産の振興と安全で良質な畜産物の安定供給に不可欠な産業動物獣医師について、不足が深刻な地方におけるインターンシップやU I ターンを促進するための支援制度などの確保対策を拡充強化すること。

島根県 提案・要望事項(経済産業省関係)

I 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

(1) 原子力発電所の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

(2) 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等に、国が前面に立って取り組むこと。

原子力発電所の放射性廃棄物の処分について、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組みを進めること。

2 原子力防災対策

「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画(原子力災害対策編)の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の充実について、関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、財政支援を含め必要な支援・協力を行うこと。

(1) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難が迅速かつ安全にできるよう、避難道路の早急な整備及び支援の拡充を行うこと。

(2) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

3 電源立地地域に対する財政措置

(1) 原子力発電施設については、廃止が決定された後も原子力安全・防災対策など行政の財政負担が引き続き生じること、また、立地自治体の経済、雇用、財政等への影響への考慮が必要であることから、電源三法交付金・補助金については、原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度とすること。

- (2) 平成28年度に創設された補助金や増額された交付金については、原子力発電所の廃止措置期間中における立地自治体の財政に影響を及ぼすことがないように、対象事業や交付金額・期間に十分に配慮したものとすること。
- (3) 電源三法交付金については、原子力発電所の安全確保のための運転停止期間中における「みなし規定」の見直しにより交付水準が低下したが、原子力発電所の立地に伴う財政需要に配慮し、十分な交付水準を確保すること。
- (4) 原子力発電所の長期停止による地域経済の停滞に対し、独自の産業・雇用対策を実施するため交付金制度の充実を図ること。

II 地域の経済情勢への対応

- 1 消費税10%への引上げを行う際には、地域経済への影響に十分配慮した対策を講じること。
また、価格転嫁が適正になされるよう、対策を講じること。
- 2 最低賃金の引き上げに伴う経費増加分について、適正な価格転嫁が行われるよう、発注企業に対する指導・監督等の適切な対策を講じること。
- 3 経済と雇用の中心的な担い手である中小企業・小規模企業者の存続に向け、事業承継に向けた支援の強化を図ること。

III 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進

再生可能エネルギー導入促進と省エネルギー推進の取組みを加速するための仕組みや支援などの施策を明らかにし、必要な財政措置を講じること。

IV 工業用水道施設の更新・耐震化対策に対する支援

企業活動に必要な工業用水を安定して供給し、地域の産業を支える重要なインフラである工業用水道は、供用開始から50年を経過した施設もあり、今後、施設の更新・耐震化対策に多大な事業費が必要なことから、国の補助事業の十分な予算を確保するとともに、複数年度にわたる事業を補助事業の採択の対象とすること。

V 企業の生産性向上の推進

全国的な人材不足が課題となっている中、各企業が計画的に事業を実施できるよう、地方の企業における設備投資、IoT・ITツールの利活用などによる生産性向上の取組みを継続して支援すること。

VI 中小企業・小規模企業者における「働き方改革」の実現のための支援

中小企業・小規模企業者の「働き方改革」を進めるため、生産性の向上や取引条件の改善など、中小企業・小規模企業者が取り組みやすい環境を整備すること。

また、地方自治体が、地域の実情や企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施できるよう、自由度が高く、かつ、継続的に活用できる交付金を新設するなど、財政支援を拡充すること。

島根県 提案・要望事項(国土交通省関係)

I 地方の社会資本の整備推進

県民の安全・安心の確保や個性あふれる地方の創生に向けて、必要な社会資本整備を進めることができるよう、予算を十分確保し、地方に重点配分するとともに、特に以下の事項について整備・施策の推進を図ること。

1 地方が実施する事業の推進

地域の生活に欠かせない道路や下水道等の整備、住民の安全・安心を確保するための土砂災害対策や河川改修、道路斜面の落石対策等が着実に進むよう、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金などの予算を十分確保し、必要な事業が多く残された地方に重点配分すること。

また、公共土木施設の長寿命化への取組みについて、国庫補助事業の適用範囲の拡大や地方負担分に対する財政措置の充実を図ること。

さらに、地籍調査や空き家対策について、予算の重点配分を行うこと。

2 高速道路をはじめとする地方の道路整備の推進

(1) 道路は、平常時においては経済活動を支え、交流を促進するための重要な社会基盤であるとともに、災害時には救助・復旧活動や支援物資の輸送など、住民の安全・安心を守る「命の道」の役割を担っている。こうした国土強靱化の観点からも、道路整備予算を十分確保し、整備が遅れている地域に重点的に配分すること。

(2) 国の骨格を形成する高速道路は、経済・社会の発展に不可欠な社会基盤であり、全国のミッシングリンクの整備事業費を確保したうえで、山陰道について、事業中区間の開通見通しを公表するとともに、予算の重点配分を行い早期完成を図ること。

また、優先区間となった「須子～田万川間」をはじめ、「益田～萩間」の計画段階評価の手続きを早急に進め、早期事業化を図ること。なお、事業評価にあたっては、大規模災害時における広域迂回路の確保や企業進出による雇用・所得の増大など、多面的な整備効果を取り込むこと。

- (3) 暫定2車線区間における4車線化など、高速道路の安全性、信頼性向上のための効果的な対策を推進するとともに、高速道路の利用が促進される施策を講じること。
- (4) 平成30年3月の道路法改正により創設された「重要物流道路」について、より安定的な輸送を早期に確保するため、地域の意見を反映した整備計画を策定し、補助事業等による重点支援を行うこと。

3 斐伊川・神戸川治水事業をはじめとする治水対策の推進

平成30年7月豪雨など全国的に大規模な災害が頻発するなか、以下の事業を計画的に進めるため、治水予算を十分確保するとともに、再度災害防止対策に必要な予算は別枠とすること。

- (1) 斐伊川・神戸川治水事業について、大橋川の狭窄部拡幅や堤防整備などの改修を推進するとともに、中海湖岸堤防の整備も着実に進めること。また、本事業に関連する県管理河川の整備が着実に進められるよう、予算を重点的に配分すること。
- (2) 江の川下流治水事業について、平成30年7月豪雨では、未整備箇所において甚大な浸水被害が発生したことから、堤防整備などの改修及び土地利用一体型水防災事業をより一層推進すること。
- (3) ダム事業については、流域住民の安全・安心を早期に確保するため、必要な予算を配分すること。
波積ダムについては、本体工事、付替道路工事などを着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。
また、矢原川ダムについては、建設事業を着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。

4 平成30年7月豪雨による大規模土砂災害を踏まえた総合的な土砂災害対策の推進

頻発する土砂災害から人命・財産を守り、安全で安心して生活できる地域づくりを実現するため、総合的な土砂災害対策について、着実に推進できるよう、予算を十分に確保するとともに、保全人家戸数やがけの高さ等の防災・安全交付金の採択基準を緩和すること。

5 浜田港の機能強化

日本海側拠点港である浜田港において、国際物流拠点としての機能を強化するため、以下の事項について事業の推進を図ること。

- (1) 荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、「新北防波堤」の整備を推進すること。
- (2) 平成29年11月に改訂された港湾計画に盛り込まれた施設の早期事業化及び予算確保に努めること。

II 地方交通への支援

1 羽田空港発着枠の地方航空路線への優先配分

人口減少が進む地方において、産業振興や定住促進などによる地域社会の維持、活性化を図るためには、地方航空路線の充実が必要であり、羽田空港発着枠の見直し配分等においては、こうした地方航空路線へ優先配分すること。

特に、代替高速交通機関が未整備である地域に対しては、特別な配慮をすること。

2 地方航空路線の維持・拡充

地方の活性化を図るため、地域が取り組む地方航空路線の維持・拡充対策に対して、新たな支援制度を創設すること。

また、地方航空路線の休止・減便等は、地方経済に大きな影響を及ぼすことから、航空会社から国への届出前に、地方自治体と航空会社が十分に協議できるよう、事前協議制度を設けること。

3 離島航路の維持

離島振興法第12条に基づく、人の往来に要する費用の低廉化を推進するため、離島航路の運賃引き下げに係る支援を拡充強化すること。

4 地域交通の確保

日常生活を支える地域公共交通を確保するための支援を拡充強化すること。

5 高速鉄道網の整備促進

北陸新幹線の今後の整備の進捗なども踏まえ、高速鉄道網の整備に向けた具体的な取組みを加速化するとともに、建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。

Ⅲ 地域の実情に応じた支援策の推進

- 1 「小さな拠点づくり」を中心とする離島・中山間地域対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。

国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

- 2 離島や中山間地域などで、実際に産業振興や医療・介護サービス提供等を推進していくためには、相対的に行政の果たす役割が大きく、その役割を担っている小規模自治体の財政基盤充実は重要であることから、地域の実情に応じた幅広い支援を行うこと。

IV 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

現行の過疎地域自立促進特別措置法は2020年度末に期限を迎えるが、国においては過疎問題懇談会が既に設置され、2018（平成30）年度中には新たな過疎対策について基本的な考え方を示すこととされており、そこでの議論は新たな法律の検討の土台となることから、過疎地域の実態に即した支援の継続につながるよう検討を進めること。

V 離島地域への支援

1 離島振興法に基づく支援制度の拡充

離島振興法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備等のための十分な予算の確保を図ること。

特に、離島活性化交付金については、事業種別に応じた交付率の嵩上げや、対象事業の拡大と弾力的な運用など、制度を拡充強化すること。

2 有人国境離島法に基づく地域の保全と支援制度の拡充

隠岐諸島は、近隣諸国による海洋進出が活発化する中、我が国の領海や排他的経済水域の保全等においても極めて重要な役割を担っている。

隠岐地域において、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、国の機関の設置、社会基盤の整備などの施策を講じること。

また、同法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、地域社会の維持を図るための十分な予算の確保と地方財政措置を講じること。

VI 海上監視体制の充実強化

- 1 我が国の排他的経済水域内等における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 2 島根県は離島や長い海岸線を有しており、県民が安心して暮らすことができるよう、巡視船の増隻や船舶の大型化など海上での監視取締りの強化、関係機関との連携強化等、海上監視体制の充実を図ること。
- 3 離島という地理的状況を考慮し、隠岐海上保安署体制の充実・強化を図ること。

VII 活火山の監視・観測体制の強化

火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。

VIII 湖沼環境保全施策の推進

- 1 宍道湖において繁茂拡大し、船舶の航行障害や腐敗に伴う悪臭発生などにより生活環境に悪影響を及ぼしている水草等について、繁茂前に刈り取るなど予防的な対策を講じるとともに、速やかに回収すること。
- 2 宍道湖、中海における水草等の繁茂拡大やアオコの大発生について、原因究明及び発生抑制のために必要な調査等を行うこと。
- 3 宍道湖、中海の水質汚濁メカニズムの解明を進め、水質保全対策を積極的に推進すること。

Ⅸ 地方の国際観光の振興

2020年における地方部での外国人延べ宿泊者数7,000万人泊の実現に向けて、引き続き、各地域の魅力ある観光資源を活かし、訪日外国人を地方へ促す取組みを、国としても一層強化すること。

- (1) 外国語併記の観光案内表示や、無料公衆無線LANの整備促進、観光拠点・宿泊施設でのトイレの洋式化など、外国人観光客の受入れ環境の整備を継続的に支援すること。
- (2) 日本政府観光局（JNTO）が行う訪日プロモーションにおいて、日本の古き良き歴史文化が残る地方の魅力を取り上げ、欧米豪市場等に向けた情報発信を強化すること。
- (3) 国内航空・鉄道等を組み合わせた外国人観光客向けの低廉で、地方への観光に利便性の高い「周遊フリーパス」の導入について、関係事業者へ働きかけること。
- (4) 国際観光旅客税について、日本版DMOを含む、地方の観光振興施策の財源に充当できるよう、税収の一定割合を自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。

島根県 提案・要望事項(環境省関係)

I 海岸漂着物対策の推進

- 1 海岸漂着物処理推進法に定める海岸漂着物対策を推進するための必要な事業費の確保や地方負担の廃止など、国における財政措置の充実を図ること。
- 2 海岸漂着物について、引き続き外交ルートを通じ、対岸諸国に対し原因究明と対策を強く要請すること。

II 隠岐ユネスコ世界ジオパークへの支援

隠岐ユネスコ世界ジオパークについて、世界各地から訪れた人に、その価値が理解されるよう、国立公園内における直轄事業を着実に進めるとともに、自然環境整備交付金制度の支援対象を拡充し、所要額を確保すること。

III 「国立公園満喫プロジェクト」に選定された大山隠岐国立公園への支援

- 1 「国立公園満喫プロジェクト」に選定された大山隠岐国立公園で、世界水準のナショナルパークとしてブランド化を図るため、以下の対策を講じること。
 - (1) 国の直轄事業の三瓶山周回線道路（歩道）事業において、平成30年4月の島根県西部を震源とする地震で崩落した三瓶山登山道の復旧と山頂トイレ新設など受入環境の整備を早期に進めること。
 - (2) 地域が魅力ある施設整備を図れるように、自然環境整備交付金の所要額の確保、交付対象事業の拡充、選定8公園に対する重点配分など財政支援を強化すること。
- 2 大山隠岐国立公園を訪れる訪日外国人を増加させるため、国による海外向け情報発信の強化を図ること。
- 3 国立公園の周辺地域も含めた体験プログラムの開発等が進むよう、ファムトリップ（モニターツアー）の実施について、回数を増やすなど充実を図ること。

IV 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応

- 1 微小粒子状物質（PM2.5）による健康影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。
- 2 「注意喚起のための暫定的な指針」が示されたが、予報・予測精度の一層の改善を図り、的確な注意喚起が実施できるようにすること。

V 湖沼環境保全施策の推進

- 1 宍道湖、中海の水質汚濁メカニズムの解明を進めること。
- 2 宍道湖、中海における水草等の繁茂拡大やアオコの大発生について、原因究明及び発生抑制のために必要な調査等を行うこと。

VI 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進

地球温暖化防止の観点から、再生可能エネルギー及び省エネルギー推進のための施策を充実すること。

VII 高濃度PCB廃棄物等の処理

高濃度PCB廃棄物の処理期限の1年前倒しや、使用中の高濃度PCB含有電気機器の使用期限など、平成28年8月に施行された改正PCB特別措置法の内容について、国において効果的な広報を実施すること。

また、報告徴収、立入検査、行政代執行等の権限が都道府県等に付与されたが、これらに係る経費について、地方負担が生ずることのないように財政支援の仕組みを確実に講じること。

VIII 一般廃棄物処理施設の整備の推進

一般廃棄物処理施設整備に係る循環型社会形成推進交付金について、市町村が計画どおりに施設整備できるよう、必要な予算を確保すること。

IX 原子力発電所の安全対策の強化等【原子力規制委員会】

1 原子力安全対策

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。
- (2) 中国電力が行う島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施にあたっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から、廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう、厳格に確認を行うこと。

安全対策についても、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といった人的な対応について、厳格に確認を行うこと。

また、放射性廃棄物の処分に係る規制基準を早急に確立すること。

- (3) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所2号機及び3号機の安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。

また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。

- (4) 原子力発電所の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。

また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

2 原子力防災対策

(1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の充実について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、財政支援を含め必要な支援・協力を行うこと。

- ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
- ② 避難行動要支援者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難支援要員等の迅速な確保と、それに必要な自衛隊などの実動組織とバス事業者など民間事業者との協力体制の確立
- ③ 避難退域時検査（スクリーニング）及び緊急時モニタリング、避難所、救護所等で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保
- ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備
- ⑤ 要支援者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備
- ⑥ 原子力災害拠点病院等に対する財政支援制度の創設
- ⑦ 安定ヨウ素剤の予防服用体制充実にあたっての副作用・誤飲に関する補償制度の創設
- ⑧ 医師の問診の省略や郵送による配布など、安定ヨウ素剤の更新手続の簡略化
- ⑨ 安定ヨウ素剤の使用期限の延長に向けた指導・支援
- ⑩ 安定ヨウ素剤（ゼリー剤）の事前配布に対する交付金の対象を3歳以上に拡充
- ⑪ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充
- ⑫ 住民等の安全かつ円滑な避難を確保するための交通安全施設の整備

- (2) 万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な通信環境及び資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

島根県 提案・要望事項(防衛省関係)

I 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達等

(1) 飛行訓練による住民からの苦情が多い地域の実態調査を早期に実施し、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにするとともに、被害の解消に向けた具体的な取組みを示すこと。

また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。

(2) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、引き続き地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

3 飛行訓練に係る情報開示

住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供すること。

4 住民負担の軽減等

(1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。

(2) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

(3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、政府において、十分調整して対応すること。

5 国と地方の協議

米軍機の飛行訓練による諸問題について、岩国基地への米空母艦載機の移駐などにより、飛行訓練が増加する懸念もあり、引き続き、国、県及び関係市町で協議する場を設けること。

II 自衛隊輸送機の新規導入及び機種変更に伴う基地周辺対策の充実・強化等

- 1 航空自衛隊美保基地において、新たに配備される空中給油・輸送機KC-46Aの導入にあたっては、安全運航に万全を期すこと。
- 2 配備が開始されたC-2輸送機や陸上自衛隊輸送ヘリコプターCH-47をはじめとする自衛隊航空機について、整備点検の徹底及び安全運航に万全を期すこと。
また、地元自治体に連絡すべき事案等が発生した場合には、速やかに情報提供を行うとともに、地元への丁寧な説明を行うこと。
- 3 飛行の運用にあたっては、騒音に係る対策や夜間飛行訓練を極力避けるなど、地域住民の生活に支障が生じないように配慮し、変更等が生じる場合は、速やかな情報提供と協議を行うこと。
- 4 低空での飛行経路に位置する地元自治体については、「特定防衛施設関連市町村」としての指定も含め、生活環境の整備と地域振興など周辺対策を充実・強化すること。

Ⅲ 隠岐における分屯地の設置など自衛隊配備体制の充実

- 1 隠岐諸島は、近隣諸国による海洋進出が活発化する中、我が国の領海や排他的経済水域の保全等においても極めて重要な役割を担っている。

平素から、海上保安庁を中心として、海上の警戒監視活動が行われているところであるが、北朝鮮情勢が不透明な中、隠岐島に分屯地を配備するなど、万が一の不測の事態に対処できる体制を整備すること。

- 2 日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係、離島や長い海岸線を有する地理的状況、さらには、原子力発電所が立地する島根県の事情等を考慮し、県内において、出雲駐屯地をはじめ自衛隊の配備体制の充実を図ることや、日本海側の警戒態勢の強化に向けた自衛隊艦船の浜田港など県内への寄港回数を増加させること。

